|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 道路占用 | 許可申請協　　議 | 書 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 新規 | 更新 | 変更 | 第　　　　　号　　　年　　月　　日 |

第　　　　　号

　　年　　月　　日

阿賀野市長　　田中　清善　様

〒

住　所

氏　名

ＴＥＬ

担当者

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 道路法 | 第32条第35条 | の規定により | 許可を申請協　　　議 | します。 |
| 占用の目的 |  |
| 占用の場所 | 路線名 |  | 車道・歩道・その他 |
| 場所 |  |
| 占用物件 | 名　　　称 | 規　　　模 | 数　　　量 |
|  |  |  |
| 占用の期間 | 　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで（　　日間） | 占用物件の構造 |  |
| 工事の期間 | 　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで（　　日間） | 工事実施の方法 |  |
| 道路の復旧方法 |  | 添付書類 |  |
| 備　　　考 |

記載要領

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １ | ｢ | 許可申請協　　議 | ｣ | ｢ | 第32条第35条 | ｣ | 及び | ｢ | 許可を申請協　　　議 | ｣ | については、該当するものを○で囲むこと。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ２ | 新規 | 更新 | 変更 |

については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の

許可書または回答書の番号及び年月日を記載すること。

３　申請者が法人である場合には、｢住所｣の欄には主たる事務所の所在地、｢氏名｣の欄には名

称及び代表者の氏名を記載するとともに、｢担当者｣の欄に所属・氏名を記載すること。

４　｢場所｣の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と

終点を記載すること。｢車道・歩道・その他｣については、該当するものを○で囲むこと。

５　変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前の

ものを（　）書きすること。

６　｢添付書類｣の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書

類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 道路占用 | 許可回答 | 書 |

阿建道占第　　　　　号　　年　　月　　日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 前記 | 申請協議 | の道路占用について | 下記条件を付して許可します。下記のとおり回答します。 |

阿賀野市長　田中　清善記　　１　占用の面積(数量)　　２　占用の期間　　　　　年　　月　　日　から　　　　年　　月　　日まで　　３　工事の期間　　　　　年　　月　　日　から　　　　年　　月　　日まで　　４　占用料　　　　　額　　　　　円（ただし　　　　年度分　　　　円）1. この金額は、期間中であっても変更することがある。
2. 占用料は、別に発行する納入通知書により、指定期限まで納入すること。

　　５　その他の条件(１)　掘削後の路面復旧は別添により行うこと。なお、検査完了後、　年以内に工事に起因して路面が補修を要する状態になった場合は、占用者の負担において施行すること。（２）マンホール首部周辺の路面が、マンホールに起因して補修を要する状態になった場合は、占用者の負担において施行すること。（３）当該箇所では　　年後に道路工事が予定されていることから、それに伴い占用物件の移設又は撤去が必要となった場合は、占用者の負担において施行すること。他別紙のとおり |

申請書添付書類

　　１　占用物件の位置図（占用場所を朱書すること。）

　　２　占用場所の平面図、横断面図及び縦断面図

　　３　占用物件の構造図、設計書及び仕様書

　　４　道路の掘削断面図、復旧断面図及び面積計算書

　　５　他の官公署の許認可書又は確認書の写し

　　６　隣地の土地の所有者等利害関係人の同意書

　　７　現地の状況を示す写真

　　８　その他必要な書類

（注）更新の場合にあっては１のみ､変更の場合にあっては１､変更の理由書及び２から８

までで変更事項に関するもののみとすることができる。

留意事項

別紙のとおり

|  |
| --- |
| 付　　記　この処分について、不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に行政不服審査法第２条の規定により、阿賀野市長に対して審査請求することができます。 |